

第1章 計画策定の概要



第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では急速な少子高齢化の進行とともに、人口減少の時代を迎えており、令和2年9月15日現在の総人口1億2,630万人は、前年からの減少が初の50万人以上となりました。その一方で、65歳以上の高齢者数については3,617万人で、高齢化率は28.7%。前年の3,587万人、28.4%からさらに増加し、数、総人口比ともに過去最高の値を示しています。

このような状況の中で、平成12年から始まった介護保険制度も度重なる改正により、施設型から在宅重視へ、そして介護予防重視へと転換し、さらに第5期以降は、団塊の世代が全員後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据えた「地域包括ケアシステム」の推進を掲げ、介護予防や介護サービスのみならず、在宅医療・介護連携、生活支援、住まいにおいても包括的な支援体制の整備を行い、元気な高齢者も支援が必要な高齢者も、地域で安心して暮らせる環境づくりが求められています。

糸満市では、高齢化率が令和元年10月1日の時点で、20.6%（12,816人）と全国平均より低くなっていますが、要介護認定者では要介護3以上の重度者が全国より高く、介護予防や重症化防止の強化が必要となっています。また、市では通所介護の利用率が全国平均の2倍となっております。特に要介護4・5といった重度者での利用率が高く、介護者の日中の介護負担軽減や介護者の共働きによる日中独居高齢者の受け皿にもなっているという実情もあります。さらに、認知症高齢者の増加、介護人材の確保、特養待機者の解消、有料老人ホームの実態把握など、様々な課題があります。また、国では計画の見直しにおいて以下の事項を示しています。

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 2 地域共生社会の実現
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備

このような状況を踏まえながら、一人ひとりの高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを実現していくために、地域包括ケアシステムの推進が必要となっています。

そのためにも、上記のような国の方向性とともに、前計画で掲げた事業・サービスの実施状況等を検証し、本市が目指すべき地域包括ケアシステムを掲げ、その実現に向けて取り組むために本計画を策定しています。

2. 法的根拠、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として策定するものです。

(参考：老人福祉法より)

(市町村老人福祉計画)

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

(参考：介護保険法より)

(市町村介護保険事業計画)

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

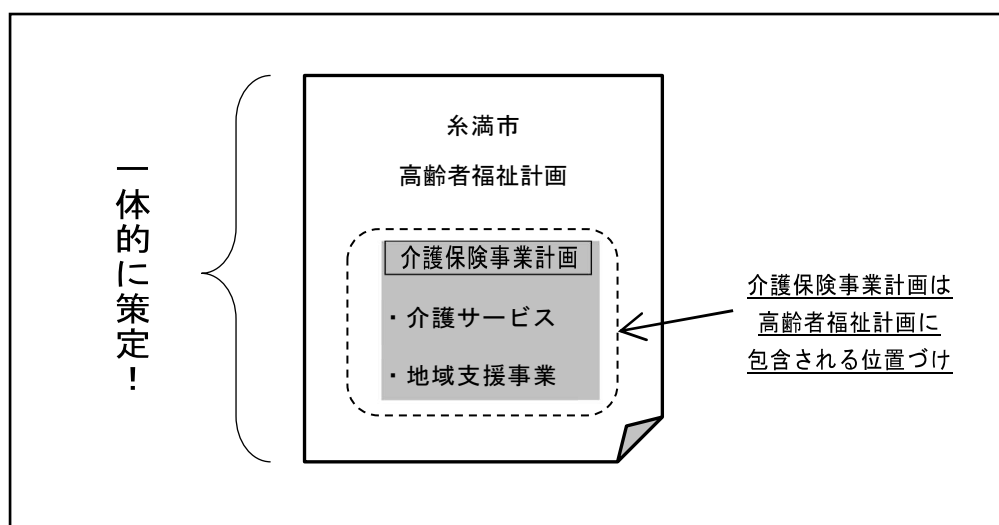
(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

老人福祉法に規定される「市町村老人福祉計画」（本市においては「高齢者福祉計画」と言う）は、地域で生活する高齢者への支援を様々な分野から行うものであり、福祉サービスのほかに生きがいづくりや居場所づくり、健康づくり、住まいの確保、移動・交通など多岐に及ぶ総合的な視点の計画です。

介護保険法に規定される「市町村介護保険事業計画」は、介護保険サービス等の利用見込みや整備について示すほか、給付費を積算した上で第 1 号被保険者の保険料を設定する計画です。

介護保険事業計画は「主に介護サービスや介護予防の取り組み等」が掲げられており、高齢者保健福祉計画に包含される位置づけであります。このため、2 つの計画は一体的に策定します。

■高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係



3. 計画の位置づけ

本計画は、『第5次系満市総合計画』を上位計画とし、『第2次系満市地域福祉計画・第4次系満市地域福祉活動計画』※に掲げる地域福祉の取り組みと整合性を図るほか、市の保健・福祉に関連する各種計画と調和を保つものです。また、県の高齢者福祉計画や介護保険事業支援計画との整合性を図って策定しています。

※市の地域福祉計画は、系満市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定し、地域に根ざした活動を行っている社会福祉協議会と連携することで、取り組みのより具体的な推進を目指しています。

4. 地域包括ケアシステムの推進について

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）には、これまで以上に後期高齢者が増加すると予測されます。

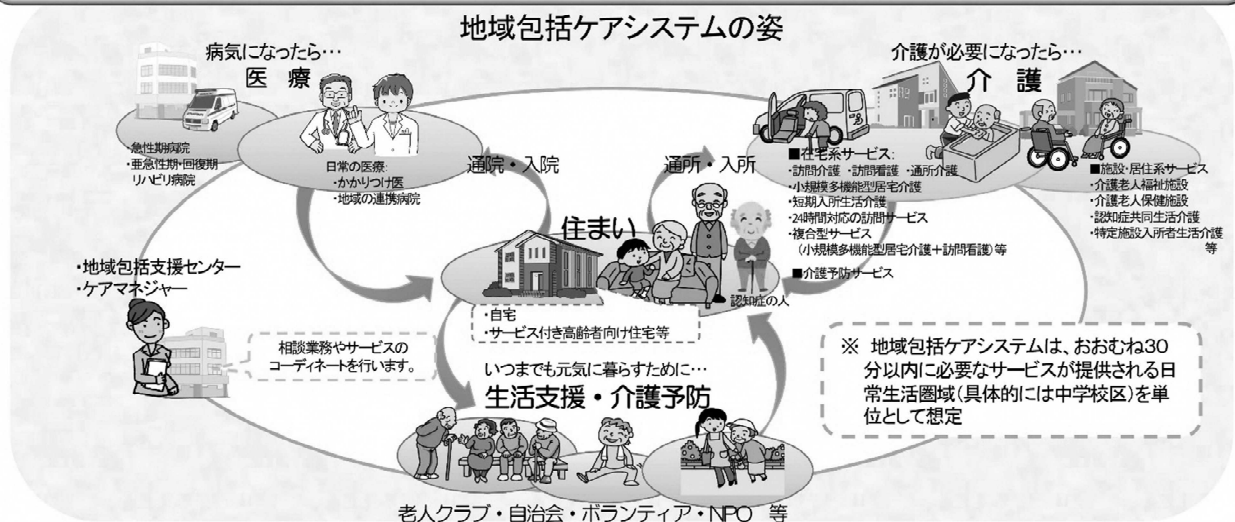
特に沖縄県では、2025年だけではなく、さらにその先の2040年にむけて後期高齢者が急増し、全国でもっとも高い伸びをすると予測されています。

糸満市においても県と同様の傾向となっており、2025年そして、それ以降の後期高齢者の急増を見据え、増大する前段階から対策を進める必要があります。

国では介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体的に提供していく「地域包括ケアシステムの構築」を目指しており、第8期はその中間地点として段階的に取り組みを進めていく時期であります。

また、県の医療計画との連携・整合性を図り、在宅医療と介護との連携を本格的に進めていきます。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



基本指針について

第8期計画において記載を充実する事項(案)

■ 第8期の基本指針においては、介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
 - ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
 - ※指定介護療養型医療施設の設定期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
 - ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。
- 2 地域共生社会の実現
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点等を踏まえて記載
 - 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

6. 計画の策定体制等

(1) 策定にあたっての協議体

本計画の策定に関する検討及び審議は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者等により構成される「糸満市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」にて、行われました。

また、庁内の関係部署の課長で構成される計画推進会議において、各分野に携わっている専門的な視点から実行性のある検討を行っています。

さらに、その下に介護長寿課と高齢者福祉及び介護保険に携わっている関係機関の方々に構成される作業部会を設置し、具体的な実施に関する協議を行ってきました。

(2) アンケート調査の実施

① 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査

本調査は、地域における高齢者の身体状況及び要介護状態になるリスク発生状況を把握するとともに、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い、介護予防などの実態等を把握し、市の老人福祉計画・介護保険事業計画を見直す際の基礎資料として活用することを目的としました。

調査実施期間：令和元年 12 月 8 日～令和 2 年 1 月 23 日

調査対象者：在宅の 65 歳以上高齢者 10,374 人（※要介護 1～5 を除いた数）

市の介護保険被保険者台帳より 3,200 人を無作為に抽出して配布

調査方法：3,200 件は郵送による配布・回収。

回収率向上のため、お礼状兼督促状の配布(1 回)を実施。

回収率：56.1%（配布数：3,200 件、有効回答数：1,795 件）

② 在宅介護実態調査

在宅で介護を受けている高齢者について、介護の実態や介護者の就労状況等を把握し、利用している介護サービスや要介護度、世帯構成などとの集計を行うことで、今後必要とされる支援内容や、介護者の介護離職防止を念頭に置いたサービス展開等を検討することを目的に調査を実施しました。

調査実施期間：令和元年 10 月～令和 2 年 6 月

調査方法：介護認定の訪問調査の際に、本調査も実施（訪問調査員による）

調査対象者：市内在住の要介護者（施設入所者を除く）

有効回答数：367 件（回収件数：367 件）

③小アンケートの実施

A4用紙1枚程度のアンケート調査票による小アンケートを、以下の対象者に実施し、策定の基礎資料としました。

- ・「介護人材に関するアンケート」

介護サービス事業所における介護人材の不足状況や介護ボランティアの必要性について把握するために実施しました。

調査実施期間：令和2年9月～10月

有効回答数：25件

- ・「有料老人ホーム入居者に関するアンケート」

有料老人ホーム入居者の生活状況やサービス利用状況を把握するために実施しました。

調査実施期間：令和2年8月～9月

有効回答数：210件

7. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年計画として策定しており、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を目処とした地域包括ケアシステム推進の初期段階として、介護予防や医療との連携、地域生活など、様々な体制の構築を目指しています。

